



吉岡正道
東京理科大学 嘱託教授
千葉県出身
明治大学大学院経営研究科博士後期課程退学

キーワード

EC 第7号指令, EU 離脱, IAS, IFRS, 財産法, 損益法, 動的財産法, 形式的資産・負債アプローチ, 実質的資産・負債アプローチ

0. はじめに

European Union (以下, EU と略し, 欧州連合と訳す。)は, 加盟国が主権の一部を移譲し, 超国家的な組織となっていくた。背景には, 欧州の近隣国が長年にわたって戦争を繰り返してきたことへの反省があった, といわれている。第2次世界大戦後, フランスとドイツの間では, 経済的, 政治的な統合を模索してきた。1999年には, 単一通貨「Euro (ユーロと読む。)」を導入した。しかし, イギリスだけは, ユーロに参加しなかった。

イギリスは, かつて「七つの海を制覇していた。」といわれていた。だから, EU 内でのイギリスの主権が制限されることを嫌がっていた。そして, 経済分野などに限った, 緩やかな統合を望んでいた。ところが, 実際には, EU の共通政策によって, イギリスの自主性が制限され, 多額の予算を分担しなければならなかつ

EC 第7号指令復活への道のり

—— IFRS から EC 第7号指令への移行 ——

吉岡正道

た。このように, 自主性が制限される状況下において, 2020年1月31日に, イギリスはEUを離脱した。47年間のEU加盟に幕を閉じた。

会計の潮流には, 大別すると, フランコ・ジャーマン型の会計とアングロ・サクソン型の会計がある。前者のフランコ型会計は, 詐欺から善意の第三者を保護し, 経済社会における取引秩序を維持することで, 商業の繁栄を目論んでいる。すなわち, 投資家や債権者などの視点からではなく, 企業の経営管理の視点で会計を捉えていた。これに対して, 後者のアングロ型会計は, 投資家や債権者などの視点から資本市場を通して経済活動の活性化を図っていた。

イギリスは, EU の加盟国として, EC 第4号指令を1981年会社法として国内法化した。EC 第7号指令については, 1989年会社法によって国内法化された。と同時に, 1973年に International Accounting Standards Committee (以下, 国際会計基準委員会と訳し, IASC と略す。)を立ち上げた。世界的に承認され, 遵守される会計基準の設定を旗印に, 活動し始めた。

2005年のときに, EU がEU の域内上場企業に対して International Financial Reporting Standards (以下, IFRS と略し, 国際財務報告基準と訳す。)に基づく連結財務諸表の作成を義務付けた。ところが, イギリスがEU から離脱した2020年のときとでは, EU 内での雰囲気が大きく変わってきた。イギリスのEU 内での発言力が失われた。この機に, フランス, ドイ

ツなどは、イギリス離脱後のEUのあり方を模索し始めている。会計基準も例外なく、検討されている。

本稿では、財産法が損益法の会計思考を組入れ、そして、再評価基準の会計思考を取込んでいく過程を明らかにしていく。さらに、再評価基準が資産・負債アプローチと同等性を有することを明らかにしていく。その同等性によってイギリスのEU離脱後に、EC第7号指令が復活し、改訂を重ねながらGlobal Accounting Standards（以下、包括的会計基準と訳し、GASと略す。）として承認されていく道のりを模索していく。

1. EC第7号指令の生成過程

フランコ・ジャーマン型の会計には、次の特徴がみられる（Nobes, C. and Parker, R. [2000] pp. 58-59）。

- * 行政機関による会計基準の設定
- * 分配可能利益の計算構造
- * 取得原価基準による資産・負債の評価
- * 会計利益の額に基づく課税所得の計算構造
- * 間接金融による資金調達

EC第7号指令は、フランス・ドイツが中心となって作成してきたことから、フランコ・ジャーマン型の会計に属する、といえる。ただし、1947年英会社法の基本理念である“True and Fair View（以下、「真実かつ公正な概観」と訳す。）”がEC第7号指令に組込まれている。このことは、EC第7号指令の中にもアングロ・サクソン型の会計思考が組込まれている、と解されている。

欧州閣僚理事会は、1983年6月にEC第7号指令「連結財務諸表」を公表した。これにより、加盟国は、1988年1月までに国内規定を整備し、1990年1月以降に施行されなければならなかった。

EC第7号指令は、次のとおり構成されている。

前文

- 第1章 連結財務諸表作成の前提条件
- 第2章 連結財務表の作成方法
- 第3章 連結状況報告書
- 第4章 連結財務諸表の監査
- 第5章 連結財務諸表の公示
- 第6章 経過規定および最終規定

前文において、EC第7号指令は、連結財務諸表の作成目的を次のとおり記述している。

- (1) 連結財務諸表に関する法制度の整備は、資本会社に内在する各種の利益を保護することである。
- (2) この保護は、資本会社が企業集団に属するときに、連結財務諸表の作成によって守られる。
- (3) 親会社は、連結財務諸表を作らなければならない。

なお、EC第7号指令は、連結財務諸表において財産、財務および損益の状況について「真実かつ公正な概観」を提供しなければならない、と定めている。本指令の適用により、「真実かつ公正な概観」が十分に得られなかったときに、追加的な情報を提供しなければならない。それでも不十分であるならば、本指令の規定から離脱しなければならない。その理由を附属明細書に記載しなければならない。まさに、形式よりも実質を重視する会計思考が入ってきている。

2. IFRSの生成過程

アングロ・サクソン型の会計には、次の特徴がみられる（Nobes, C. and Parker, R. [2000] pp. 58-59）。

- * 民間団体による会計基準の設定
- * 証券市場への情報提供
- * 公正価値（時価）による資産・負債の評価
- * 会計利益の計算構造と課税所得の掲載構造との分離
- * 直接金融による資金調達

IFRSは、イギリスが中心となって作成してきたことから、アングロ・サクソン型の会計に属する、といえる。ところが、1985年英会社法には、フランコ・ジャーマン型の会計思考が組込まれていた。そこで、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales（以下、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会と訳し、ICAEWと略す。）は、2000年11月にイギリス基準とInternational Accounting Standards（以下、IASと略し、国際会計基準と訳す。）との間に重大な差異があることを提示し、解消するよう提案した。イギリスは、EC第7号指令とIASとの間に重要な差異がある項目を次のとおり解消した（孫[2008]45頁）。

* 後入先出法を廃止した。

* 会計方針の変更による影響額、重大な誤謬による訂正額を利益計算書に計上できない。

1985年英会社法は、原則として取得原価基準を採用している。そうすると、製品・商品の価格が著しく変動するときに、仕入時の価格と売上時の価格との間に含み益が生じることもある。含み益を解消するために、後入先出法を適用していた。ところが、仕入時の時価を採れば、後入先出法を適用せずとも含み益を解消できる。IFRSは、原則として公正価値基準を採っているため、含み益を計上することがなくなった。その意味では、ICAEWによる後入先出法の廃止には、根拠があった。

会計方針の変更による影響額は、変更前と変更後の額を比べ、株主総会において会計方針を変更する合理性が求められる。その意味では、利益計算書よりも附属明細書に掲載する合理性がある。また、重大な誤謬による訂正額についても、誤謬を発見する前と後の額を比べて、訂正額による影響の度合いを附属明細書に記載する。

イギリスは、EC第7号指令以外に、世界的に承認され、遵守される財務会計基準を設定し

よう、と試み始めた。その経緯は、次のとおりである。

(1) 国際会計基準委員会の設立

International Accounting Standards Committee（以下、IASCと略し、国際会計基準委員会と訳す。）は、1973年にイギリスのロンドンに設立された（toma.co.jp [最終閲覧日：2020]）。設立後、IASCは、IASの作成に着手した。

(2) 証券監督者国際機構の参加

International Organization of Securities Commissions（以下、IOSCOと略し、証券監督者国際機構と訳す。）は、1987年にIASCの諮問委員会に参加した。その背景には、1980年に入ると、国際資本市場が拡大し、多国間での有価証券の公募が増加してきたことにある。

(3) 国際会計基準審議会への改組

IASCからInternational Accounting Standards Board（以下、IASBと略し、国際会計基準審議会と訳す。）へと改組され、2001年にIASBが発足した。発足後、会計基準は、IASからIFRSへと改訂されていった。

(4) Norwalk（ノーウォーク）合意

IASBとFinancial Accounting Standards Board（以下、FASBと略し、米国財務会計基準審議会と訳す。）との間に、「ノーウォーク合意」が2002年に交わされた。この合意によって、IASBとFASBの間で、コンバージェンス・プロジェクトが開始された。

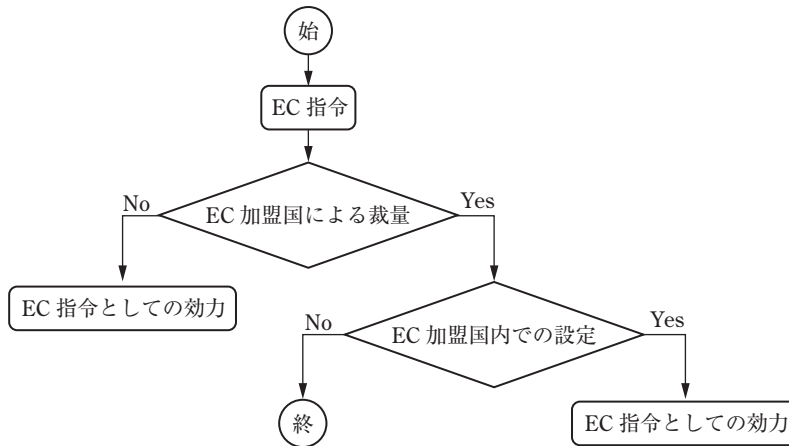
(5) 欧州連合でのIFRSの適用義務

EUは、2005年にEUの域内上場企業に対してIFRSに基づく連結財務諸表の作成を義務付けた。

3. EC第7号指令とIFRSとの相違

フランコ・ジャーマン型に属するEC第7号指令とアングロ・サクソン型に属するIFRSとの間には、相違が見受けられる。

図2-0 EC加盟国版EC指令の効力



3-0. 設定機関の相違

EUの規制には、規則、指令、決定、勧告、および見解の5種類がある。

(1) 規則 (Regulation)

EUの規則は、欧州連合の加盟国の法令を統一化するために制定された。加盟国には、直接の効力を持ち、個々の加盟国に効力をもたらすための国内法を必要としない。すなわち、EUの規則は、すべての国内法よりも優先される。

(2) 指令 (Directive)

EUの指令は、指令の目的が国内法によって設定されたときに、その効力を有する。なお、国内法として設定する際には、ある一定の裁量権が加盟国に認められた。そのため、すべての加盟国の法令が完全に同一になるわけではない。すなわち、指令は、加盟国に一定の判断を残す権限を与え、緩やかな統合を実現するために適した法令である。

(3) 決定 (Decision)

欧州連合の決定は、その当事者（加盟国、会社または個人）を対象にして具体的な行為の実施あるいは廃止などが直接的に適用される。

(4) 勧告 (Recommendation)

EUの勧告は、加盟国、企業および個人など

に一定の行為の実施を期待するものである。欧州委員会は、加盟国が立法を設立時に期待する内容を表明する。

(5) 見解 (Opinion)

EUの見解は、特定のテーマについて欧州委員会の意思を表明したものである。したがって、見解には、拘束力がない。

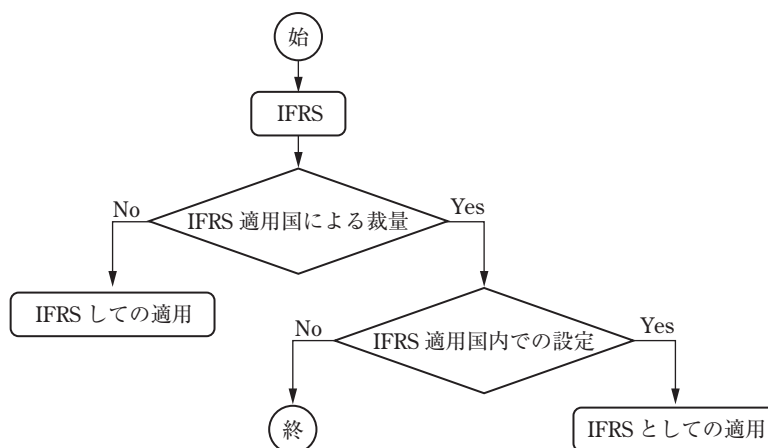
EUの会計基準は、指令である。EC第7号指令は、加盟国内の法律によって設定されることになる。ただし、一定の裁量権が加盟国に認められている。となると、会計基準の設定が、行政機関に委ねられることになる。

ここにEC加盟国において、EC指令を制定する過程は、「図2-0」のとおりになる。

これに対し、IASC Foundation（以下、IASC財団と略す。）は、独立民間非営利の基準設定機関である。すなわち、会計基準の設定は、行政機関ではなく、民間団体でとなる。民間団体になると、国益の優先という障害が取除かれ、国際規模での調整が図られやすくなる。なお、IASC財団は、IASB、IFRS Advisory Council（以下、IFRS諮問会議と略す。）、およびIFRS Interpretations Committee（以下、IFRS解釈指針委員会と略す。）などの主要機関を設立した。

IFRS財団の目的は、次のとおりである。

図2-1 IFRSの適用過程



財務情報利用者である世界の資本市場への参加者にとって、適切な経済的意思決定に役立つ国際的な財務報告基準を開発することである。そめたには、財務報告基準が高品質で透明でなければならない。しかも、比較可能な財務諸表でなければならない。

なお、財務報告基準には、厳格な適用が求められる。ただし、必要に応じて様々な経済環境における広範囲な規模や種類の事業体のニーズを考慮することになる。

各国の国内会計基準と IFRS のコンバージェンスを通じて、IFRS 基準のアドプションを推進し、促進する。

ここに IFRS 適用国において、IFRS を適用する過程は、「図2-1」のとおりである。

3-1. 会計処理規準の相違

(1) 財産法

財産法は、企業の解散を前提として成立している（松本 [2002] 105頁）。そこでの会計目的は、企業の清算価値を表すことである。すなわち、清算価値とは、債務返済能力となる。したがって、正の財産は、売却価額で評価されることになる。なお、負の財産は、法的債務に限定される。ここで、期間損益計算を式で示すと、

次のとおりになる。

$$\begin{aligned} & \text{財産残高} (\triangle PB) \\ & = \text{現在財産高} (CP) - \text{過去財産高} (PP) \end{aligned}$$

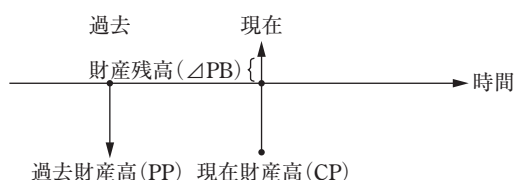
$\triangle PB$: Property Balance

CP : Current Property

PP : Past property

ここで、財産法の会計思考を組込んだ財産モデルでは、現在と過去の2つの時点での差額が財産残高となる。これを利益額と見做す（「図3-0」参照）。

図3-0 財産モデル



(2) 損益法

損益法は、企業の継続活動を前提として成立している（松本 [2002] 107頁）。そこでの会計目的は、企業の期間損益を表することである。すなわち、期間損益は、犠牲に対する成果となる。したがって、資産は、取得原価額で評価さ

れることになる。なお、負債は、法的債務に限定されずに、営業活動を続けるために生じる収入の額の減少ないしは支出の額の増加を含めることになる。そこでの収益の額は、資産の増加額と負債の減少額からなる。また、費用の額は、資産の減少額と負債の増加額からなる。ここで、期間損益計算を式で示すと、次のとおりになる。

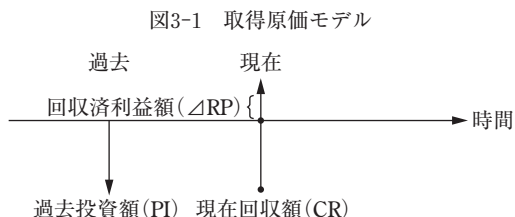
回収済利益額 (△RP)
= 現在回収額 (CR) - 過去投資額 (PI)

△RP : Balance of Recovered Profit

CR : Current Recovery

PI : Past Investment

ここに、損益法の会計思考を組込んだ取得原価モデルでは、現在の回収額と過去の投資額との差額が回収済利益額となる。これを利益額と見放す(「図3-1」参照)。



(3) 動的財産法

財産法に損益法の思考を取込んだ会計思考を動的財産法と呼ぶことにする。この動的財産法では、企業の解散という前提から継続企業へと変貌する。この変貌によって、会計目的は、純資産の増減額を計算しながらも収益に対応する費用を計算するという構造となる。したがって、一会計期間における純資産額の増減額は、期間損益の額から期間費用の額を差引いた額と一致することになる(図「3-2」参照)。

なお、現在の回収額は、次のとおり再評価される。

再評価価値 (RV) = 現在回収額 (CR) × (PIr)ⁿ

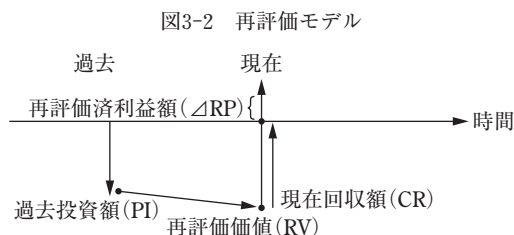
RV : Revaluation Value

CR : Current Recovery

PI : Past Investment

r : Premium Rate

n : Period



ここで、期間損益計算を式で示すと、次のとおりになる。

再評価済利益額 (△RP)

= 再評価価値 (RV) - 過去投資額 (PI)

△RP : Balance of Revelation Profit

RV : Revaluation Value

PI : Past Investment

ここに再評価基準の会計思考を組込んだ再評価モデルでは、現在の再評価価値と過去の投資額との差額が再評価済利益額となる。これを利益額と見放す(「図3-2」参照)。

(4) 資産・負債アプローチ

利益概念には、当期純利益と包括利益がある。前者の利益は、動的財産法の計算構造にみられる。これに対し、包括利益には、当期純利益にその他の包括利益を加えている。ここで、利益計算式を示すと、次のとおりになる。

現在割引済利益額 (△DPP)

= 割引現在価値 (DPV) - 現在投資額 (CI)

△DPP : Discounted Present Pnfit

DPV : Discounted Present Value

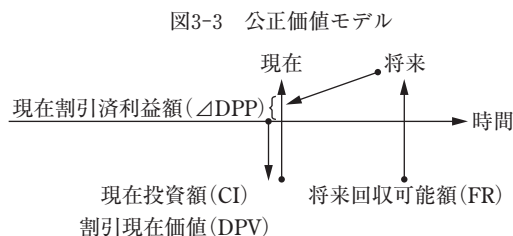
CI : Current Investment

なお、その他の包括利益の項目を具体的に挙げると、次のとおりになる。

その他の包括利益

その他の有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
固定資産再評価差額金
為替換算調整勘定
退職給付調整額

ここで、資産・負債アプローチの会計思考を組んだ公正価値モデルでは、将来回収可能額を現在価値に割引現在投資額との差額が現在割引済利益額となる。これを利益額と見做す(「図3-3参照」)



資産の定義は、時の流れに即して次のとおり変遷してきた。

- * 財産モデルでは、資産は、企業が所有し、売却価値で評価される。
- * 取得原価モデルでは、資産は、企業が所有し、取得価値で評価される。

* 再評価モデルでは、資産は、企業が所有し、原則として取得価値である。ときとして、時価も認められている。

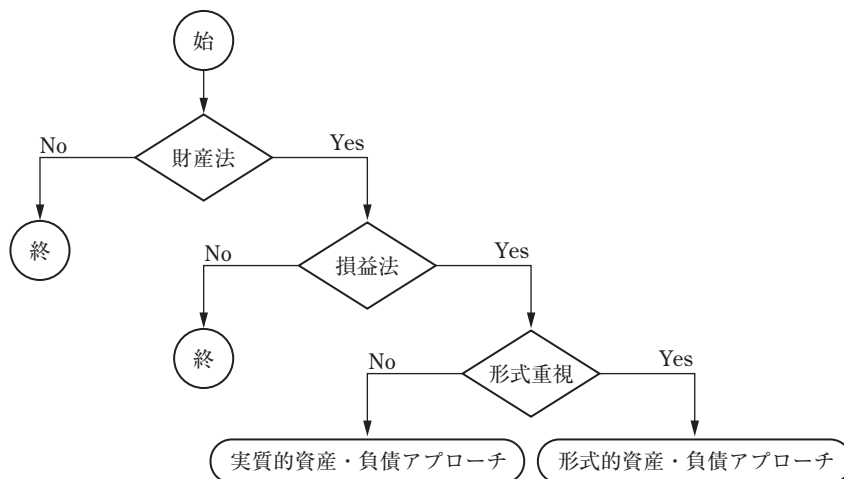
* 公正価値モデルでは、資産は、企業が独占的に支配し、公正価値で評価される。ときとして、時価も認められている。

動的財産法での資産を所有から支配へと変え、評価基準を取得原価から公正価値へと変えたことで、動的財産法から資産・負債アプローチへと移行することになる。

なお、IASBは、IFRSの適用において採用する国に対して厳密な適用を求めている。例えば、フランスでは、IFRSを適用しているにも拘わらず、IFRSによる資産の定義に従わずに、従来どおりの企業による所有権と捉えている。また、公正価値を導入せずに、原則として取得原価に基づき資産を評価している。

そこで、IFRSが求めている資産・負債アプローチと実際に適用されている資産・負債アプローチを比べてみる。そうすると、法的側面を重視している資産・負債アプローチと経済的側面を重視している資産・負債アプローチが混在していることとなる。したがって、本稿では、法的側面を重視している資産・負債アプローチを

図3-4 会計アプローチの流れ



形式的資産・負債アプローチと呼び、経済的側面を重視している資産・負債アプローチを実質的資産・負債アプローチと呼ぶことにする（「図3-4」参照）。

3-2. EC 会計指令の現代化

EC 第4号指令は、国内向けの会計基準として現代化される（佐藤 [2003] 21・22頁）。なお、会計基準の設定機関として、民間団体が担うべきである。

EC 第4号指令の現代化は、次のとおりである。

- * 民間団体による会計基準の設定
- * 分配可能利益の計算構造
- * 取得原価基準による資産・負債の評価
- * 会計利益の額に基づく課税所得の計算構造
- * 間接金融による資金調達

EC 第7号指令は、国際向けの会計基準として現代化される（佐藤 [2003] 21・22頁）。国際向けの会計基準には、会計利益の額に基づく課税所得の計算構造を採ることができない。なぜなら、課税所得は、国家予算の骨格をなす最重要事項である。他国からの影響を排除し、自国の存続を願うための税収となる。したがって、会計利益の計算構造から課税所得の計算構造を分離させることは、EC 第4号指令とEC 第7号指令の間に差異があることを認めさせることになる。

EC 第7号指令の現代化は、次のとおりである。

- * 民間団体による会計基準の設定
- * 証券市場への情報提供
- * 原則として取得原価による資産・負債の評価、場合に応じて時価での評価を認める。
- * 会計利益の計算構造と課税所得の計算構造との分離
- * 直接・間接金融による資金調達

EU は、EC 会計指令の現代化を進めていた。そして、欧州委員会は、1999年に金融市場・行

動計画において、EC 第7号指令が証券市場の要請に対応できる改訂案を2000年末までに提出することになった。この提出を受けて、2005年には、欧州において統合される証券市場の実現化を目指す指針が公表された。

EC 指令の現代化は、2002年に Council Directive amending Directive 91/674/EEC on the annual accounts of certain types of companies as regards amounts expressed in euro（EC 一定の条件を整えた会社の連結決算書に関する指令を改訂するための提案と訳し、EC 会計指令改訂案と略す。）というかたちで公表された（CEU [2003]）。

ところが、欧州委員会は、上場企業に対して、遅くとも2005年までにはIASに基づき連結財務諸表を作成するよう次のとおり提案した。

- (1) EC 会計指令とIASとの間に生じている障害を取除く。
- (2) EU の会社がEC 第7号指令に基づいて作成しているならば、IASとの顕著な相違を明示する。
- (3) IAS の概念フレーム・ワークとの整合性を保つために、EC 会計指令の現代化を図る（注）。

連結財務諸表がIASに基づいて作成されることが承認されたことで、EU 加盟国は、国内の事情にあわせてEC 第7号指令からIASへの移行に着手した。

ここで、イギリスの例を挙げてみると、次のとおり主要な改訂がなされた（孫 [2008] 45頁）。

- * 予定配当金を負債として計上することを禁止した。
- * 利益計算書上の換算項目について、オプションとして決算日レートの適用を禁止した。

3-3. IFRS から EC 第7号指令への移行

IFRS から EC 第7号指令へ移行するには、次の2つのハードルがある。すなわち、会計基準それ自体の中身と制度上の位置づけとなる。

(1) 会計基準それ自体の中身

EU加盟国は、形式的資産・負債アプローチの範疇に属する EC 第7号指令を適用してきた。これに対し、IASB は、実質的資産・負債アプローチの適用を推奨している。フランスの例のように、形式的資産・負債アプローチの適用によって IFRS の適用と見做されている。その限りにおいて、EC 第7号指令を適用しても、国際証券市場への情報が提供できる、といえる。ここで、利益計算式を示すと、次のとおりになる。

回収可能利益額 (△HP)

= 時価回収額 (CR) - 過去投資額 (PI)

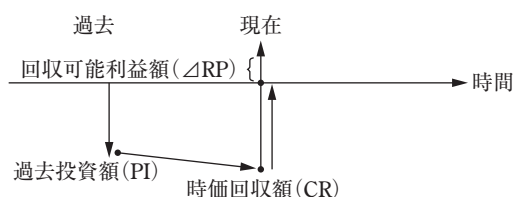
△RP : Balance of Recoverable Profit

CR : Current Recovery

PI : Past Investment

ここで将来回収可能額を使わずに現在回収額を時価で評価替えする時価回収額を採ることで現実的な対応が可能となる(「図3-4」参照。すなわち、時価モデルである。)

図3-4 時価モデル



(2) 制度上の位置づけ

EU加盟国は、行政機関において会計基準を設定する。会計基準の設定時に行政機関が関与すると、どうしても国益を優先することになる。国益を優先すると、国際的な基準が作られなくなる。形式的資産・負債アプローチを国際的な基準として普及させるには、国益優先とい

うハードルを下げる必然がある。その意味では、会計基準の設定機関を行政機関から民間団体へと手放す必要がある。

また、会計利益の額に基づく課税所得の計算構造については、EC 第4号指令と EC 第7号指令の使分けによって可能となる。国内向けの課税所得計算には EC 第4号指令を使い、国際向けの会計利益計算には EC 第7号指令を使う。

4. イギリスの EU 離脱による影響

1973年に、イギリスは、Communauté Economique Européenne (以下、欧州経済共同体と訳す。)に加盟した。この共同体は、1957年3月25日にフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダおよびルクセンブルクの間で結ばれた条約に基づき創立された(山口[1984] 3頁)。イギリスの加盟前は、フランコ・ジャーマン型の会計の特徴を反映させた EC 第4号指令原案が作成され、1971年11月10日に Conseil des Ministres (以下、理事会と訳す。)に提出された。加盟後は、この原案とイギリス型会計との調整がおこなわれることになった。そして、EC 第4号指令原案が改正され、Fourth Council Directive of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (以下、EC 第4号指令と略す。)が公布された。

そこで、イギリスは、EC 第4号指令を国内法として導入するために Companies Act 1948 (以下、1948年英会社法と訳す。)を改正し、Companies Act 1981 (以下、1981年英会社法と訳す。)を制定した。1948年英会社法第149条①の「真実かつ公正な概観」は、EC 第4号指令第2条③においてその基本原則として定められた。1948年英会社法第149条は、1981年英会社法第1条①で同法第149A条と変更されたが、その内容は改められずにそのまま同法に引継がれた。以下、1948年英会社法第149A

条と記述する。また、1948年英会社法第149条は、その内容を1948年会社法第149A条と改められ、1981年英会社法第1条第1項第149号として新設された。

イギリスがEU内に留まっていたからこそ、EC第4号指令・第7号指令・第8号指令が設定された。このことは、フランコ・ジャーマン型の会計にアングロ・サクソン型の会計思考を導入したことになる。すなわち、「形式よりも実質を重視する」という会計思考がフランコ・ジャーマン型の会計に組込まれることになった。

ところが、2020年1月に、イギリスがEUを離脱することで、EUは、イギリスが主導してきたIASへの取組みを止めることができる。そして、EUは、EC第7号指令を改訂し、形式的資産・負債アプローチによるGASを構築できる。ここに、EC第7号指令の復活となる。

5. おわりに

以上、本稿では、財産法が損益法の会計思考を組入れ、そして、資産・負債アプローチの会計思考を取込んでいく過程を明らかにしてきた。すなわち、損益法を組込んだ財産法は、形式的資産・負債アプローチとなる。資産としての計上条件として、所有権が顕在化している。また、原則として取得原価基準を適用し続けている。例外として、固定資産については、再評価基準の適用を認めている。ただし、公正価値による資産の評価を認めていない。

現実には、フランスは、形式的資産・負債アプローチに基づき連結財務諸表を作成している。それにも拘わらず、フランスは、IFRSの適用国となっている。

EC第7号指令は、形式的資産・負債アプローチに属する。その意味では、会計基準それ自体には、大きな障害がみられない。ところが、EC第7号指令は、行政機関によって設定される。そうすると、国益の奪い合いとなる恐れが

出てくる。そこで、EUの加盟国が国内での設定機関を行政機関から民間団体に移行することで、国益の奪い合いという障害を少しでも取除ける可能性が高くなる。

まさに、イギリスがEUを離脱したいという、この時期にEC第7号指令を復活させる好機である。EC第7号指令を現代化し、GASにする道筋がみえてきた。

注釈

2013年に new accounting directive (2013/34/EU) (以下、新会計指令と訳す。)によって、第4号指令・第7号指令が廃止されることになった。EUでは、零細・小規模企業が99%を占めている。これに対し、中・大規模企業は1.21%に過ぎない。したがって、新会計指令では、企業規模に応じた財務諸表の段階化が勧められている (Deac, M. [2014] p. 197)。

参考文献

- CEU [2003]: Council of The European Union, *Legislative Acts and Other Instruments*.
- Deac, M. [2014]: Deac Mauice, *The New EU Accounting Directive-Comparison of Reporting Requirements-*, Annals of the Constantin Brâncuși University of Târgu Jin.
- 松本 [2002]: 松本敏史, 「対立的会計観の諸相とその相互関係」『大阪経大論集』第53巻第3号。
- Nobes, C. and Parker, R. [2000]: Nobes Christopher and Parker Robert, *Comparative International Accounting*, Pearson Education Limited in Great Britain.
- 佐藤: 佐藤誠二, 「会計基準の国際的統一へのEUの対応—『IAS適用命令』と『EU会社指令修孫銀植 [2008]: 「イギリス会計制度の現状」『産業大学経営論集』第10巻1号。
- 山口 [1984]: 『EC会社法指令』, 同文館。
- 善積 [1993]: 善積康夫, 「イギリスの会計制度」, 『英国株式会社会計制度論』, 白桃書房。
- 吉岡 [1990]: 吉岡正道, 「イギリス会計における『真実かつ公正な概観』—EC第4号指令, イギリス会計およびフランス会計の比較—」『経理知識』第69号。
- 渡邊 [2007]: 渡邊泉, 「18世紀イギリスに登場した残高表」『大阪経大論集』第58巻第1号。